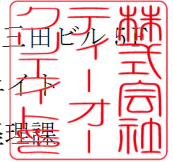


令和元年 9 月 吉日

お客様各位

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-6 三田ビル  
株式会社 ティーオークリエイティブ  
管理本部 経理課



### 消費税法改正に伴う弊社対応につきまして

拝啓 残暑の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素より格別のお引立てを賜り、誠に有難うございます。

消費税法の改正について、2016年11月の税制改正で税率変更時期が2019年10月1日に延期となりましたが、2018年10月15日の臨時閣議にて予定通り10月1日より現行8%から10%に引き上げることとして、税率変更の方針がより明らかとなりました。

予定通りに税率変更が実施された場合には、施行日となる2019年10月1日以降、経過措置が適用されるお取引を除き、商品およびサービス料金等にかかる消費税の弊社の取り扱いについて以下の通りご案内申し上げます。

2019年10月1日以降にご注文・ご契約頂いた商品・サービスにつきましては新税率(10%)を適用致します。  
また、2019年9月30日以前にご注文・ご契約頂きました商品・サービスにつきましても、下記の通り2019年10月1日から新税率を適用させていただく場合がございますので、予めご了承下さいませようお願い申し上げます。

#### ハードウェア、ソフトウェア、消耗品（キットサービス用含む）代金等（商品の代金）

お客様への出荷日が2019年10月1日以降の場合、新税率(10%)を適用して請求いたします。

ご注文日が2019年9月30日以前でも、出荷日が2019年10月1日以降の場合は新税率(10%)を適用いたします。

#### レンタル料金、カウンター料金、保守サービス料金等（継続契約の料金）

役務の提供完了日(締め日)が2019年10月1日以降の場合は、新税率(10%)を適用いたします。

例： 10日/20日締め・月払いのケース

例えば、2019年9月21日～2019年10月20日の締め請求の場合は、役務の提供完了日が10月20日となりますので、新税率(10%)を適用いたします。

<<消費税対応に関するお問い合わせ先>> 管理本部 経理課 : 03-5766-9533

今後とも「オフィスの『欲しい』に答えます」を合言葉に、お客様から学ばせて頂きながら、更にお客様に還元出来るよう努めて参る所存で御座いますので、今後も倍旧のご最厚を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具